

東京

いきいき通信

Vol. 35

東京都後期高齢者医療広域連合
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

令和5年(2023年)
7月8日発行

安くて、

安心、

安全。

これからも

詳しくは

P.7

ジェネリック医薬品

Q₁

なぜ

先発医薬品よりも安いのですか？

A₁

研究開発費等が少ないためです。

Q₂

効き目は

変わらない？

A₂

「品質」「効き目」「安全性」は先発医薬品と同等と国が認めているので安心、安全です!

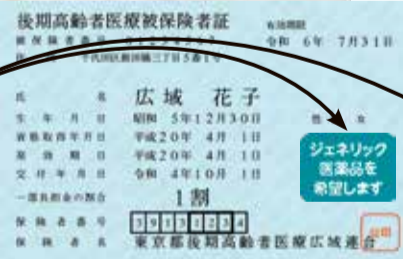
ジェネリック医薬品をご希望の方は

保険証やお薬手帳に

お貼りください

ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品を希望します



お薬手帳



医療費の抑制にご協力くださり、ありがとうございます!
先発医薬品との差額通知をお送りした方のうち、
約5人に2人がジェネリック医薬品に切り替えたところ、

1か月あたり
約6億2,900万円、
都広域連合の医療費が削減されました。

今号の
主な
記事

新しい保険証が届いた方へ
—これまでの保険証を返却してください

P.3

令和5年度 保険料のお知らせ

P.4

P.5



わたしの「健康」の秘訣

P.8

落語家

さんゆうてい こゆうざ

三遊亭小遊三さん (76歳)

送ります



令和5年8月1日から自己負担割合が変わる方に 新しい保険証を送付します

●医療機関等の窓口でお支払いいただく医療費の自己負担割合は、**1割・2割・3割**の3区分です。

- ・新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日に自己負担割合を決定しています。
- ・新しい自己負担割合の保険証は、**7月中に簡易書留郵便**で送付します。

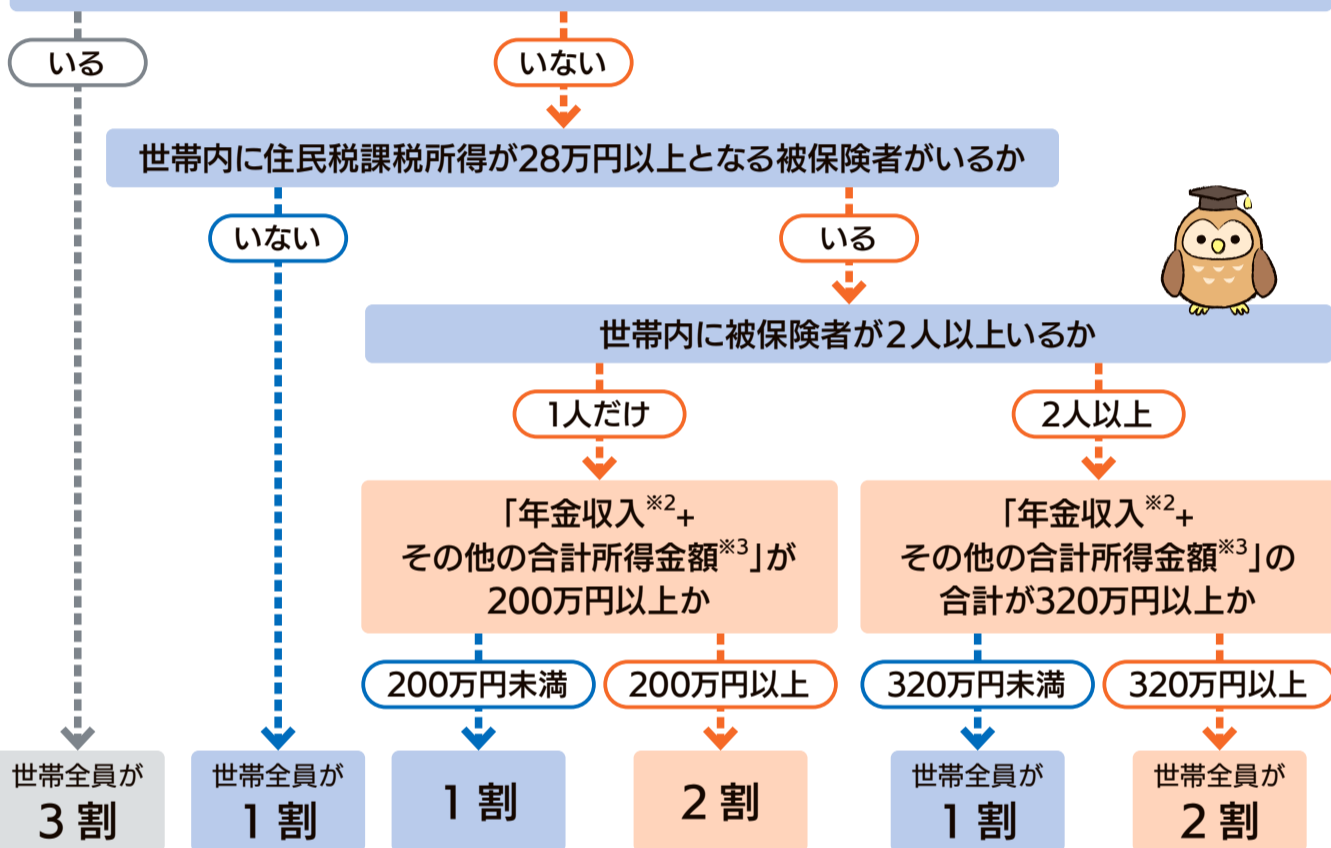
※令和5年8月1日からの自己負担割合が変わらない方には、新しい保険証は送付されません。現在お持ちの保険証（水色）をそのままお使いください。

●令和5年8月1日から令和6年7月31日までの自己負担割合は、**令和5年度住民税課税所得や令和4年中の収入・所得に基づいて判定**します。

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます（「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

自己負担割合判定チャート

世帯内に住民税課税所得が145万円以上（現役並み所得者^{※1}）に該当する被保険者がいるか



※上記のチャートで3割や2割となった方でも、住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

※1 住民税課税所得が145万円以上でも、以下のいずれかに該当する場合は現役並み所得者の対象外となります。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の方の、「賦課のもととなる所得金額（P.4参照）」の合計額が210万円以下の場合

②所得税法上の収入金額が、本ページ下部「基準収入額適用申請について」に記載のある条件を満たし、認定された場合

※2 「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の、公的年金等の収入金額です。遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除した額、長期（短期）譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の額）から公的年金等にかかる雑所得を差し引いた後の金額です。

基準収入額適用申請について

●令和4年1月から12月までの収入額が以下の条件を満たし、お住まいの市区町村の担当窓口で基準収入額適用申請を行い認定された場合は、現役並み所得者（3割負担）の対象外となります。

収入判定基準

世帯の後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (令和4年1月から12月までの収入)
1人	収入額が383万円未満 ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している70～74歳の方がいる場合は、その方の収入額と合計して520万円未満
2人以上	収入額の合計が520万円未満

●原則申請が必要ですが、左記の「収入判定基準」を満たすことをお住まいの市区町村で確認できた方については申請は不要となります。

・「収入判定基準」を満たすことをお住まいの市区町村で確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われる方にはお住まいの市区町村から申請書を送ります。申請が認められると申請の翌月から適用になるため、8月からの適用を希望する方は7月中にご申請ください。

注意

- ・「収入額」とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額は除く）であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。
- ・土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます（所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります）。ただし、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。

新型コロナウイルス感染症の影響等により確定申告の期限延長を行った場合の注意事項

- 7月にお送りする保険証に記載される自己負担割合や、限度額適用認定証などに記載される区分が暫定的なものになる場合があります。
- 所得確定後、保険証等の差し替えや返却をお願いする場合があります。

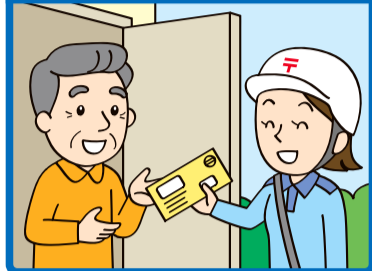


新しい保険証が届いた方へ

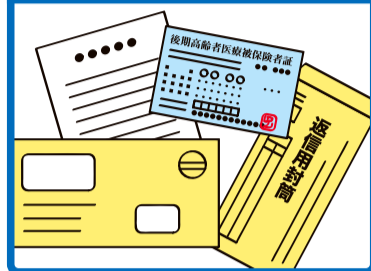
— これまでの保険証を返却してください —

郵送による返却の手順

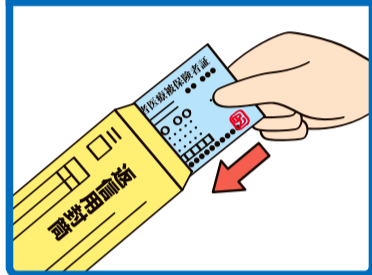
1 新しい保険証が簡易書留で届く



2 内容を確認(新しい保険証、チラシ、返信用封筒)



3 古い保険証を返信用封筒に入れる



4 8月1日以降に、ポストへ投函!



※世帯構成の変更や所得の更正などで自己負担割合が変更になる場合は、随時新しい保険証をお送りします。保険証に記載されている交付年月日から使用できますので、交付年月日以降にこれまでの保険証を返却してください。また、東京都外への転出などにより東京都の被保険者資格がなくなった場合は、転出前の市区町村の担当窓口へ保険証を返却してください(いずれも郵送可)。

※保険証を紛失・汚破損したときは再交付ができます。必要な手続きについてはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

Q 現在の保険証(水色)の有効期限は?

A 令和6年7月31日までです。

Q 有効期限内なら、医療費の自己負担割合に変更はないの?

A 毎年8月1日に行われる定期判定や世帯構成の変更、所得の更正などにより、有効期限が切れる前でも医療費の自己負担割合が変更になる場合があります。

Q 新しい保険証はいつ、どうやって届くの?

A 8月1日から自己負担割合が変更になる方には、7月中に簡易書留で新しい保険証が届きます。

Q 新しい保険証が届いたら、古い保険証はすぐに返却するの?

A 古い保険証は7月31日まで使用し、8月1日以降に必ず返却してください。

Q 古い保険証はどこに返却するの?

A お住まいの市区町村の担当窓口へ返却してください(郵送可)。

Q 古い保険証をそのまま使用すると、どうなるの?

A あとで差額分の支払いや、払い戻しの手続きが必要となる場合がありますので必ず返却してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証が更新されます

「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」とは

交付対象

自己負担割合が1割で、世帯全員が住民税非課税の方

●医療機関等の窓口で「減額認定証」を提示すると、保険適用の医療費等の支払いが、P.6の表【1か月の自己負担限度額】にある「区分I」または「区分II」までとなり、入院時の食費が減額されます。

●令和5年度に交付対象となる方で、現在または過去に一度でも減額認定証または限度額適用認定証の交付を受けている方には、7月末までにお住まいの市区町村の担当窓口より新しい減額認定証または限度額適用認定証をお送りします。なお、減額認定証または限度額適用認定証の交付を初めて受ける方は、それぞれ申請が必要です。申請方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

※令和5年度の交付対象外となった場合は送付されません。

※有効期限を過ぎた減額認定証および限度額適用認定証は8月1日以降、個人情報の取り扱いに注意のうえ、ご自身で破棄してください。

●新しい減額認定証および限度額適用認定証の有効期限は、令和6年7月31日です。ただし、世帯構成の変更や所得等の更正などで所得区分が変更になると、有効期限が切れる前でもお使いいただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

「限度額適用認定証」とは

交付対象

自己負担割合が3割で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方

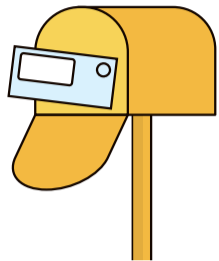
●医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、保険適用の医療費等の支払いが、P.6の表【1か月の自己負担限度額】にある「現役並み所得I」または「現役並み所得II」までとなります。



令和5年度 保険料のお知らせ

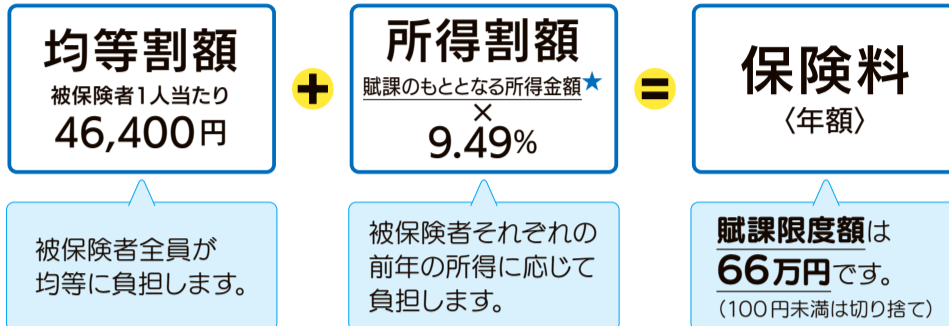
令和5年度の保険料
保険料率は2年ごとに改正され、
東京都内で均一です
(次回改定は令和6年4月の予定です)。

7月ごろに郵送します



7月ごろ、今年度の保険料額
を記載した通知書をお住まい
の市区町村から郵送します。

令和5年度の保険料の決め方



★「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の納め方 保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

特別徴収 | 公的年金※からの引き落とし

対象

- 1・2の条件を満たす方が対象です。
※介護保険料が引かれている年金
- 1 公的年金の受給額が年額18万円以上
 - 2 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下

普通徴収 | 納付書または口座振替による納付

対象

- 特別徴収の対象とならない方 など
- ※なお、年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入した方は、一定期間、普通徴収となります。

普通徴収の方には
納付忘れの
心配がなく
おすすめです!



便利な
口座振替を
ご利用いただけます

- 被保険者本人の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座も指定することができます。
- 国民健康保険料(税)の口座振替は引き継がれません。新たに口座振替の手続きが必要です。詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口へお問合せください。

保険料には軽減制度があります

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」に応じて、一定の割合で軽減します。

被保険者ではない



総所得金額等を
合計した額

表① 均等割額軽減基準表

総所得金額等を合計した額が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 29万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (公的年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × (被保険者数) 以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

※公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

所得割額の軽減

- 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額★(本ページ上段★参照)」に応じて、一定の割合で軽減します。

表② 所得割額軽減基準表

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

被扶養者だった方の軽減

- 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった方が対象です。国保・国保組合は対象外となります。
- 低所得による均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

保険料の計算例

年金収入170万円のみ
単身世帯



「軽減」を受けられる？

- 令和5年4月～令和6年3月分の計算例です。
- 年度途中で新たに加入されたり、他道府県から転入された場合は、月割で計算します。

均等割額

1 まずは基準額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & - & \text{高齢者特別控除額} & = & \text{基準額} \\ \hline 170\text{万円} & & 110\text{万円} & & 15\text{万円} & & 45\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

基準額45万円の軽減割合は5割となります(P.4表①)

2 軽減に該当する場合、均等割額に、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \times & \text{軽減後の割合} & = & \text{均等割額} \\ \hline 46,400\text{円} & & (10\text{割}-5\text{割}) & & 23,200\text{円} \\ \hline \end{array}$$

5割軽減後

所得割額

1 まずは賦課のもととなる所得金額をもとめ、軽減に該当するかを確認します。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{年金収入} & - & \text{年金控除額} & - & \text{基礎控除額} & = & \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 170\text{万円} & & 110\text{万円} & & 43\text{万円} & & 17\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額17万円の軽減割合は25%となります(P.4表②)

2 賦課のもととなる所得金額に、所得割率を掛け、軽減に該当する場合は、軽減後の割合を掛けます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} & \times & \text{所得割率} & \times & \text{軽減後の割合} & = & \text{所得割額} \\ \hline 17\text{万円} & & 9.49\% & & (100\%-25\%) & & 12,099\text{円} \\ \hline \end{array}$$

25%軽減後

1年間の保険料額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{5割軽減後} & \text{25\%軽減後} & & & \\ \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} & + & = & \text{保険料額} \\ \hline 23,200\text{円} & 12,099\text{円} & & & 35,200\text{円} \\ \hline \end{array}$$

100円未満は切り捨てます。

保険料の減免

次のようなときで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

- 災害により大きな損害を受けたとき
- 事業の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少したときなど

お知らせ



自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮措置)

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、1割負担の場合と比べ、外来医療の自己負担増加額の上限を1か月(月の1日～末日)で最大3,000円までとします(医療機関窓口での自己負担額が3,000円になるわけではありません)。

配慮措置の適用がある場合、医療機関窓口での自己負担額は、「医療費の1割分」に「医療費の2割分と1割分の差額(上限額:月3,000円)」を加えた金額となります。

例: 1か月の間に計3回、複数の医療機関を受診した場合

受診日	医療機関	医療費			配慮措置を適用した場合		
		10割分	2割分(a) 適用がない場合の自己負担額	1割分(b)	差額(a-b)	自己負担増加額(c) 上限額:月3,000円	窓口での自己負担額(b+c)
4/1	A病院	50,000円	10,000円	5,000円	5,000円	3,000円 ^{*1}	8,000円
4/2	A病院	40,000円	8,000円	4,000円	4,000円	0円 ^{*2}	4,000円
4/3	B病院	20,000円	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円 ^{*3}	4,000円
合計		110,000円	22,000円	11,000円	11,000円	5,000円	16,000円

※1 自己負担増加額は上限額までとなります。

※2 同一医療機関を2回以上受診した場合、1か月の自己負担増加額が上限額に達した段階で、それ以降の窓口での自己負担額は実質1割分のみとなります。

※3 複数の医療機関を受診した場合、窓口での上限額の適用は医療機関ごとのため、自己負担増加額の支払いが上限額を超えてしまう場合があります。上限額を超えて支払った金額は後日、高額療養費として支給(払い戻し)します。

窓口での自己負担額が22,000円から16,000円に減額され、自己負担増加額5,000円のうち、上限額を超えて支払った2,000円(表中※3)は後日、高額療養費として支給(払い戻し)されるので、実際の自己負担額は14,000円となります。

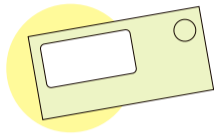


医療費が高額になったとき、高額療養費制度※があります

※1か月ごとの自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給(払い戻し)されます。所得額等の条件によって、上限額は異なります。

支給を受けるには

1 対象の方に診療月から最短で4か月後に申請書がご自宅に届きます(事前申込不要)。



2 申請書を同封の返信用封筒で、お住まいの市区町村の担当窓口宛てに返送してください(直接持参も可)。

本人確認の書類
などが必要です。

詳細は、お住まいの市区
町村の担当窓口まで。

例 広域太郎さんの場合

単身世帯

負担割合 1割

所得区分 一般I

外来の限度額 18,000円

4月の病院での自己負担額

A病院 外来 自己負担額 6,000円

B病院 外来 自己負担額 16,000円

どれくらい
支給されますか?

計算の仕方

1 自己負担額の合計を計算します。

A病院 外来 6,000円 + B病院 外来 16,000円 = 合計自己負担額 22,000円

2 払い戻される金額を計算します。

合計自己負担額 22,000円 - 限度額 18,000円 = **4,000円**

太郎さんの場合
4,000円が
支給されます!



1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分		外来+入院(世帯ごと)	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% 《多数回 140,100円※2》	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% 《多数回 93,000円※2》	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回 44,400円※2》	
2割	一般Ⅱ		6,000円 + (10割分の医療費 - 30,000円) × 10% または 18,000円のいずれか低い方を適用 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
1割	一般Ⅰ		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 《多数回 44,400円※2》
	住民税 非課税等※1	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ			15,000円	

※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。

知っていますか？

ジェネリック医薬品

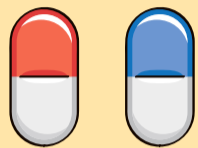
ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を利用することで、研究開発費が少なく、研究開発期間も短くて済むため、低価格になっています。品質・効き目・安全性の厳しい試験をクリアした国が認めたお薬です。

また、文字や色を変えることで飲み間違いをなくしたり、錠剤を小さくすることで飲みやすくするなどの工夫がされています。なお、飲み薬だけではなく、湿布薬や塗り薬などのジェネリック医薬品もあります。



飲み間違いをなくし、飲みやすくする工夫

文字や色で工夫



錠剤の大きさを小さく



口の中で溶けやすく



味やにおいを工夫して飲みやすく

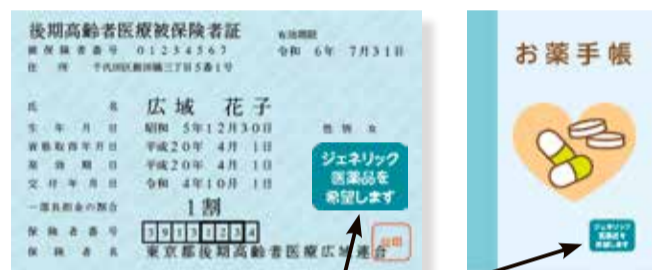
苦味

苦味の成分をコーティング

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

医師または薬剤師に、ジェネリック医薬品への切り替えについてご相談ください。ジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の効き方や体に合わないなど個人差がありますので、4～5日分の薬を試しにしてみる、

ジェネリック医薬品「お試し制度」があります。また、お住まいの自治体窓口などで配布されている「ジェネリック医薬品希望シール」を、保険証やお薬手帳に貼って、意思表示をすることもできます。



ジェネリック医薬品希望シール

※医師が患者さんの体質・病状などからジェネリック医薬品への変更が適切でないと判断したときなど、変更できない場合があります。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。

協力してね！



整骨院・接骨院（柔道整復）の利用状況についてのアンケート調査にご協力ください

対象者

●柔道整復師による施術

長期間（3か月を超える期間）あるいは頻繁に受けている方、または3か所以上の部位の施術を受けている方

●はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師による施術

長期間（6か月を超える期間）あるいは頻繁に受けている方、または初めて施術を受けた方

アンケート内容

施術の利用状況
(施術日や施術内容など)

すべての被保険者に送付するものではありません



なぜアンケートを実施するの？

当広域連合では、「柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師」から受けた施術内容に誤りがないかを確認するため、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします（このアンケート調査は、施術を受けることを控えていただくことを目的としているわけではありません）。

8月以降、上記の方に「アンケート調査票」と「『かかり方』についてのお知らせ」を郵送します。

調査へのご協力をお願いいたします。



75歳以上の著名人に「健康」の秘訣をお話いただくコーナーです

生活習慣の改善で 体調がとて 良くなりました

落語家
さんゆうていこゆうざ
三遊亭小遊三さん (76歳)



私はもともとお酒が好きで、若いころから仕事が終わるとよく落語仲間や演芸関係者、友人らと飲みに行ったものです。ところが2020年、コロナ禍の影響で落語会が次々に延期や中止となり、飲み会の機会がなくなってしまいました。

一方で、仕事が減り時間に余裕ができたので、同年7月に心房細動の再手術を受けました。実は、2016年に同様の手術を受け、数年は調子が良かったのですが、また息切れをしたり、脈が飛んだりするようになっていたのです。

おかげさまで再手術も無事成功しましたが、以前から医師にお酒を飲み過ぎないと言われていたので、この機会に節酒をすることにしました。社会情勢と自らの体調不良、この2つが重ならなければ、なかなか踏み切れなかったでしょう。

同時にもう一つ習慣にしたのが、夕食を20時までに食べ終え、翌朝8時ごろの朝食まで何も食べないことです。もちろんお茶くらいは飲みますが、仕事の都合がない限りは飲食をしないことにしました。その代わりに、20時までならカロリーを気にせず好きな物を食べます。お酒は1合5勺まで。初めはお酒が残り少なくなってくると寂しくなりましたが、結局「まあ、いいか」と。諦めがいい性格なので、つらくはなかったですね(笑)。

この習慣を始めて、すぐに効果を感じたのは朝の目覚めです。毎朝スッキリ起きられるようになり、慢性的な肩凝りや腰痛も軽減しました。また、自然と体重が減り、5キロ減を維持できています。今ではすっかりこの生活が日常になっていますね。

運動は、卓球を週1回、ゴルフを月1回ほどしています。体力がなくなってきたので、卓球は自分の体調に合わせて疲れたら休憩を取るようになっています。ところがゴルフはコースに出るとそういうわけにいかないの、ヘトヘトになることもありますね。筋トレは、腹筋、腕立て伏せ、スクワットを毎日続けています。継続のコツは、短時間で苦しくない範囲で行うこと。年を取ると想像以上に体力や筋力が落ちるので、自分の体を過信せず無理をしないことが大切ですね。私たちの世代の自己管理とは、自分の体に正直になり、「ちょうどいい」と思えるところで過ごすことではないでしょうか。

●三遊亭小遊三 (さんゆうていこゆうざ)
1947年生まれ。山梨県大月市出身。1968年、三遊亭遊三に入門。1983年、真打昇進。2001年、芸術祭優秀賞受賞。現在、日本テレビ『笑点』にレギュラー出演中。東京オリンピックでは1964年大会、2020年大会で聖火ランナーを務める。趣味は学生時代から打ち込んできた卓球のほか、ゴルフやトランペット。8月には浅草演芸ホールで断家バンド「にゅうおいらんず」としてトランペットを演奏する。

制度についてのお問合せは
「広域連合お問合せセンター」へ

☎0570-086-519 FAX 0570-086-075
PHS・IP電話の方は ☎03-3222-4496

※ 質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの対応内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

平日は、8時30分から17時まで受け付けています。(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)

保険料の支払い方法や個人情報を含むお問合せは お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111 内線 2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111 内線 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-3111 内線 2391・2392
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111 内線 147・148・149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111 内線 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111 内線 1217・1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011 内線 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111 内線 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111 内線 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111 内線 3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111 内線 1400・1402・1406

市区町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-5211-4206
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111 内線 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111 内線 3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111 内線 1025~1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-29-9219
港区	国保年金課	03-3578-2111 内線 2654~2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111 内線 135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ウェブサイト
「東京いきいきネット」



いきいきネット 検索
URL <https://www.tokyo-ikiiki.net>
電子メール call@tokyo-kouikicenter.jp

「後期高齢者医療制度のしくみ」

東京都後期高齢者医療広域連合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1
東京区政会館15~17階